

# 信州の地酒販売促進キャンペーン

## 誓約書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部守一 あて

提出者 住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあたっては、主たる事務所の  
所在地名称及び代表者の氏名 〕

私(当社)は、信州の地酒販売促進キャンペーン事業に係る下記誓約事項の内容について遵守することを誓約し、取扱店舗の登録を申請します。

1. 本事業の対象商品の販売無く、クーポン券を申請しません。
2. 「取扱店舗募集要項」に記載の「取扱店舗の条件」を満たし、本キャンペーンの対象店舗に該当します。
3. クーポン券を使用できない商品に対して、クーポン券での支払いを受け付けません。  
※クーポン券対象商品・・・長野県内で製造されている日本酒、ワイン、クラフトビール、シードル、焼酎などの地酒に加え、その県内の酒造事業者が県内で製造する甘酒、ぶどうジュース、リンゴジュース、酒粕、その他のその酒造事業者の製品由来の食品。
4. 20歳未満の方へのクーポン券の販売は行いません。
5. 消費者からクーポン券を受け取る際、偽造されたものでないか等クーポン券の真正性を十分に確認します。
6. クーポン券の偽造・悪用・濫用はいたしません。
7. クーポン券の使用期間中（令和3年9月9日（木）～令和3年12月31日（金））は、真にやむを得ない事情がない限り、取扱店舗の途中辞退はいたしません。
8. クーポン券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すと認められた場合、自ら解決に努めます。
9. 店舗名・所在地・電話番号の公表（専用ホームページ等への掲載）について同意します。
10. 「新型コロナ対策推進宣言」を宣言し、新型コロナウイルス感染症を含む、感染症の予防対策に努めます。
11. クーポン券の販売、利用に際し不正が発覚した場合は、当該取扱店舗名等をホームページに公表することを認めるとともに、販売済みのクーポン券を回収し、新たにクーポン券の販売は行いません。
12. 長野県より売上台帳等の提示を求められた場合、その開示に応じます。